

多度津町離島救急患者輸送費 補助金制度の改正について

町では救急患者輸送に係る
海上タクシーの費用について、
平成29年10月18日より
下記のとおり改正しました。

※多度津町離島救急患者輸送費補助金制度とは、
離島で発生した救急患者の輸送に要する経費を
補助金として交付する制度です。

改正点

- ①補助対象者……「多度津町に住所を有する者及びその3親等
以内の親族」に限定されていた補助対象者を
「多度津町内の離島で発生した救急患者全て」
に拡大
- ②補助金の額……多度津町に住所を有する者及び親族は
30,000円を上限に補助、
それ以外の者は15,000円を上限に補助
- ③救急輸送証明…多度津消防本部で救急搬送されたことが
確認できる場合は、
町の方で確認するため不要

<お問い合わせ>

多度津町政策企画課 0877-33-1116